



令和4年 第2回
本別町議会臨時会会議録

自 令和4年 4月27日
至 令和4年 4月27日

本別町議会

令和4年本別町議会第2回臨時会会議録

令和4年4月27日（水曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		議会運営委員の選任
日程第 5		諸般の報告
日程第 6	承認第 1号	専決処分の承認を求める件〔令和4年度本別町一般会計補正予算（第2回）〕
日程第 7	議案第28号	令和4年度本別町一般会計補正予算（第3回）について
日程第 8	議案第29号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
日程第 9	議案第30号	常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
日程第10	発議第 2号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
日程第11	議案第31号	本別町税条例等の一部改正について
日程第12	議案第32号	本別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		議会運営委員の選任
日程第 5		諸般の報告
日程第 6	承認第 1号	専決処分の承認を求める件〔令和4年度本別町一般会計補正予算（第2回）〕
日程第 7	議案第28号	令和4年度本別町一般会計補正予算（第3回）について
日程第 8	議案第29号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
日程第 9	議案第30号	常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
日程第10	発議第 2号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の

一部を改正する条例の一部改正について

日程第 1 1 議案第 3 1 号 本別町税条例等の一部改正について

日程第 1 2 議案第 3 2 号 本別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について

○出席議員（10名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		3番	梅村智秀
	4番	石山憲司		5番	篠原義彦
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

○欠席議員（1名）

2番 柏崎秀行

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木基裕	副町長	村本信幸
会計管理者	藤野和幸	総務課長	三品正哉
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	長屋和幸
住民課長	倉崎景一	子ども未来課長	松本恵
建設水道課長	加藤勉	企画振興課長	小川芳幸
老人ホーム所長	前佛清治	国保病院事務長	松本秀規
総務課主幹	上原章司	建設水道課主幹	小出勝栄
総務課主査	石川雅康	教育長	高橋哲也
教育次長	武田敏英	社会教育課長	千代孝徳
農委事務局長	高橋優	代表監査委員	畑山一洋
選管事務局長	三品正哉		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 中川雅之 総務担当主事 今井綾香

開会宣告（午前10時03分）

◎開会宣告

○議長（高橋利勝） ただいまから、令和4年第2回本別町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。

大住啓一議員におかれましては、去る3月25日午後9時1分御逝去されました。議員各位を代表し、今は亡き大住啓一議員の御功績に感謝申し上げますとともに、御冥福をお祈り申し上げます。

ただいまから、故大住啓一議員に対する追悼演説を行ないます。

藤田直美議員、御登壇ください。

○11番（藤田直美）〔登壇〕 追悼の辞。

去る3月25日御逝去されました故大住啓一議員に本別町議会を代表し、謹んで追悼の言葉を申し上げます。

桜の花の便りが聞かれ真新しいランドセルが見られる季節になりましたが、いまだに新型コロナウイルス感染が拡大する中、今日ここに令和4年第2回臨時会が開催されるにあたり、今1人、6番議席に在りし日の容姿とけいがいに接することも得ず、供花のみが飾られ議員一同心から惜別の悲しみを抱くものであります。

昨年10月に体調を崩され議員活動をされながらの治療ではありましたが、完全寛解を期待しておりましたところでのこの度の訃報は、御家族のみならず私ども議員一同にとってもどれだけ大きな悲しみを誘うものであるか、計り知れません。

この議場で私が大住議員に追悼の言葉を申し上げることになるとは、神のみぞ知り得ることであり、私にとっても無念、これにすぐるものではありません。

あなたは本別町勇足の農家で生を受け、本別町で育ち、本別町立勇足小学校、勇足中学校、帯広農業高等学校を卒業し、専修大学北海道短期大学卒業後、本別町役場職員として34年間勤務され、課長職を務めるなど様々な事業を指揮、指導され、本町農業や建設の振興、さらには自治会長を8年務められ、地域福祉にも御貢献いただいております。職員時代は後輩から尊敬され、家庭では子煩悩、とても愛妻家であると存じ上げております。

顧みれば、あなたは持ち前の行動力と几帳面な性格から、地元有志の方々をはじめ幅広い町民の指示を受け、平成22年8月本別町議会議員に見事トップ当選し、以来3期10年あまりの長きに渡り本町議会において大いなる活躍をなされたことは、広く町民の知るところであります。議会におきましては、総務常任委員長、産業厚生常任委員長の要職を歴任されるなど先導的な役割を果たされ、一般質問にも毎回のよう立ち、町政に対し多くの貴重な提言をされてこられました。また、総括質疑や討論に登壇し、いつも深い洞察と高い見識を示してくださいました。あなたの優れた知性と明朗闊達なお

人柄をもってその持ち前の手腕を発揮され、民意を代表する真の議会人として、縦横の御活躍をされました。平成25年には本別町町長選挙に立起されるなど、町政に対する情熱と尊い精神、御功績はとこしえに本別町政史上に残るものと存じる次第です。

また、あなたは先輩議員としてことあれば後輩議員に対し、町民の皆様の批評たる自覚と認識を持つべきとの熱い御指導をいただきました。何度となく使われていた町民の皆様という常套句が思い起こされます。御教訓を今貴重なる糧として、深謝の念を新たにすところであります。本別町議会議員として、群雄割拠の中にあって強固たる姿勢を堅持し、町政に尽力された足跡は誠に大きく、存命であるならば今後の町政推進のため一層の御尽力をいただけたであろうと思うとき、在りし日のあなたの面影がよみがえり、追慕と哀惜の情、誠に切なるものがございます。

私たちは町政発展のために献身されました大住啓一議員の尊い信念を継承し、本町発展と平和を守り、町民の皆様のため精一杯努力することをお誓いいたします。

ここに在りし日の面影をしのび、謹んで御冥福と御遺族の御多幸をお祈り申し上げまして、追悼の言葉といたします。

大住議員、安らかに。

令和4年4月27日、本別町議会副議長、藤田直美。

○議長（高橋利勝） ここで故人の冥福を祈って黙祷をささげたいと思います。

皆さん、御起立をお願いいたします。

黙祷始め。

（黙祷）

○議長（高橋利勝） 黙祷を終わります。

御着席ください。

これより、議事に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、方川一郎議員、黒山久男議員及び山西二三夫議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、阿保静夫議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（阿保静夫）〔登壇〕 おはようございます。報告いたします。

議会の運営に関する事項、議員の欠員による議会構成に関する事項について報告いたします。

議会運営委員の選任についてであります。議会運営基準147、運用例2により欠員1名を補充する取り運びを予定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（高橋利勝） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 石山憲司議員。

○4番（石山憲司） 総務常任委員会において、委員長が現在欠員でございます。委員長の互選を行なうため、休憩を要求いたします。

休憩動議でございます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） ただいま石山憲司議員から暫時休憩することの動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので、成立しました。

暫時休憩することの動議を採決します。

この動議のとおり、暫時休憩することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、暫時休憩することの動議は可決されました。

暫時休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました総務常任委員会において、委員長の互選が行なわれましたのでその結果を報告します。

総務常任委員会は、委員長に黒山久男議員と決定いたしました。

◎日程第4 議会運営委員の選任

○議長（高橋利勝） 日程第4 議会運営委員の選任を行ないます。

大住委員の逝去に伴い欠員となりました議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって黒山久男議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はただいま指名のとおり決定いたしました。

◎日程第5 諸般の報告

○議長（高橋利勝） 日程第5 諸般の報告を行ないます。

報告第4号専決処分報告。令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第8回）について報告を求めます。

松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 報告第4号専決処分報告。

令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第8回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では、第1款資本的収入、第7項寄付金を10万円増額補正し、資本的収入の総額を6,459万8,000円とするものであります。内容は、本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇様から10万円の寄付金を受け入れたものでございます。

支出では、第1款資本的支出、第3項投資を10万円増額補正し、資本的支出の総額は1億544万9,000円となりますが、寄付者の意向により医療施設等整備基金に積み立てることといたしました。

2ページ以降の補正予算実施計画及び補正予算説明書につきましては省略させていただきます。

以上、専決処分報告といたします。

○議長（高橋利勝） これで報告済みとします。

次に、報告第5号専決処分報告。公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて報告を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 報告第5号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、御説明申し上げます。

本事故は、排雪作業中における公用車両の事故であります。

令和4年1月24日午後1時15分頃、公用車両であるタイヤショベル帯広〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、中川郡本別町北3丁目3番地4地先において、排雪作業中に車両を後退させた際、電柱の支柱に接触し破損させたものです。

事故後直ちに所有者へ謝罪と破損状況を確認し、4月7日に示談が成立し、民法第695条の規定に基づき和解し損害賠償額を定めたことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

なお、報告につきましては和解の要旨のみ報告させていただきます。

和解の相手方については、記載のとおりです。

2、和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を一金273,374

円と定め、本別町が所有者に対し、支払うものとする内容であります。

なお、この損害賠償額につきましては、全額町村有自動車損害共済金により賄われます。

今後はこのような事故を起こさないよう、より一層交通安全への意識を高め、安全運行に努めてまいります。

以上、報告第5号の専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みとします。

次に、報告第6号専決処分報告。令和4年度本別町一般会計補正予算（第1回）について報告を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 報告第6号専決処分報告。

令和4年度本別町一般会計補正予算（第1回）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

今回の補正につきましては、ただいま報告いたしました公用車両の交通事故に起因する損害賠償金であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億7,672万円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出であります。8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、21節補償補填及び賠償金27万4,000円の増額補正は、相手方電柱の支柱修繕費を損害賠償金として支払うものであります。

上段の1、歳入であります。20款諸収入、4項1目7節雑入27万4,000円は、この費用の全額が町村有自動車損害共済金で賄われるため計上いたしました。

以上、簡単ではありますが専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みとします。

次に、報告第7号専決処分報告。令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）について報告を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 報告第7号専決処分報告。

令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ3億5,296万7,000円とするものであります。

それでは事項別明細書により御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

上段の1、歳入であります、3款1項1目寄付金、1節指定寄付金10万円の増額補正は、匿名の方から10万円の寄付をいただいております。

下段の2、歳出であります、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費のうち寄付者の意向によりまして、10節需用費、医薬材料費といたしまして、非接触体温計1台の購入1万5,000円及び17節備品購入費、施設等備品といたしまして、自走式車椅子1台の購入8万5,000円に充てるものであります。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みとします。

監査委員から、令和4年1月分及び2月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第6 承認第1号

○議長（高橋利勝） 日程第6 承認第1号専決処分の承認を求める件〔令和4年度本別町一般会計補正予算（第2回）〕についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 承認第1号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

令和4年度本別町一般会計補正予算（第2回）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億7,972万円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

上段の1、歳入であります、17款1項1目寄付金、1節総務費寄付金300万円の増額補正は、公共施設等整備基金として、本別町〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇〇様からの指定寄付金でございます。

下段の2、歳出であります、2款総務費、1項総務管理費、14目基金費、24節積立金300万円の増額補正は、寄付者の意向によりまして、公共施設等整備基金に積み立てるものでございます。

以上、令和4年度本別町一般会計補正予算（第2回）の専決処分報告とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、承認第1号専決処分の承認を求める件〔令和4年度本別町一般会計補正予算（第2回）〕についてを採決します。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号専決処分の承認を求める件〔令和4年度本別町一般会計補正予算（第2回）〕については、報告のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第28号

○議長（高橋利勝） 日程第7 議案第28号令和4年度本別町一般会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第28号令和4年度本別町一般会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、感染症予防事業費等国庫負担金の返還金額確定及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業による増額の補正となっております。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億8,153万6,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明をいたします。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出であります。4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費、22節償還金利子及び割引料25万6,000円の増額補正は、令和2年度の特典感染症検査等事業費、緊急風しん抗体検査事業につきままして、実績に基づき精算するものであります。

その下、7款1項商工費、2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金、販売促

進折込助成事業156万円の増額補正は、町内における消費購買の促進を図るため各事業所が行なう販売促進チラシ等の折り込み費用について助成するものであります。

以上で歳出を終わりました、上段の1、歳入であります、10款1項1目1節地方交付税25万6,000円の増額補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

2段目の14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金156万円の増額補正は、歳出で御説明いたしました、販売促進折込助成事業に充当するものであります。

以上で、令和4年度本別町一般会計補正予算（第3回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

ございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 7款商工費でございます。18節負担金補助及び交付金156万円の補助金で販売促進折込助成事業ということでございます。ただいまの御説明から町内事業者に対しまして消費購買の販促チラシ、こちらを助成する事業だという御説明があったところでございますが、こちらの事業の内容とですね、積算についてお伺いをいたします。

また、これまでも類似ないしは同様の事業があったというところでございますが、これまでの事業との変更点等もあれば併せてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 販売促進折込助成事業の内容でございますが、町内事業者の販売促進等の町内におきます事業活動を支援するためにチラシ折り込み費用に係る助成を行なうということで、本別町商工会に補助金を交付して事業を進めたいと考えているものでございます。

1回の折り込みチラシのかかった費用に対して上限額3万円を上限として、年間4回まで、1事業者4回まで事業支援を行なうという内容を予定してございます。

積算につきましては、50回分の3万円プラス商工会の事務費といたしまして6万円、合わせまして156万円を計上させていただいたところでございます。

昨年度も同種の支援を行なっておりますが、大きな変更点といたしましては、枠組みは変わらないんですが、昨年については3か月、いわゆる四半期ごとに1回の上限とさせていただいておりましたが、今回このコロナの状況も踏まえまして、やはりその折り込むタイミングというものがやはり柔軟に対応がしていくことが円滑にこういった事業も取り組めないかといったような御意見等踏まえまして、タイミングについては3か月とかそういった要件はなく、事業者のタイミングで助成を可能とさせていただく予定でございます。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） これまでの事業と枠組みは変わらないという御答弁の中でお伺い
でございますが、こちらいわゆる町内においては対象となる事業者は何者あって、また
これまでの中で利用される方々というのは何者程度あったというふうに、この50回と
いうことでございますが、最大4回でしたか、4回ということでしたから、その事業者
の見込みというのは、その事業者数の見込みですね、実数の見込みとしてはどの程度
のものを、これまでの実績から基づいてお考えなのかお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） この事業の対象者という部分の見込みでございますが、
この助成対象という部分では町内に住所を有し町内で事業を営んでいただいている方、
いわゆる本店事業者といったようなことを想定しておりますので、おおむね80者から
90者程度、あらゆる中小企業者が対象ということとなりますので、製造業、建設業、
卸売業、小売業、飲食業、サービス業ということになりますので、80者くらいあるの
かなと想定はしております。

昨年の実績の部分でございますが、1年間におきまして40回、いわゆる40件の助
成をしております、実際の事業者でいきますと22事業者で40回の助成費という実
績となっておりますので、おおむね大体今回50回ということでありまして、25
事業者の2回、平均すると大体2回くらいといったことで今回は積算をしている予定で
おります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま御答弁で80者から90者程度ということござい
ましたが、町内事業者には事業主が高齢だということも多々あるわけで、それらの方々が
チラシの作成というものについてはなかなかスムーズにいかないというような実態もあ
る中で、それらについての御検討とか対応等について商工会等との協議等はなされて
いらっしゃるのかお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 具体の個別の作成の案件の部分については特に商工会と
は話はしておりませんが、基本的には印刷事業者が基本的には印刷する経費というこ
とになりますので、そういった原稿作成だとかって部分については、通常の商工会の支援
の中です、そういった指導と言いますか、助言と言いますか、そういったこともや
っていただけるのかなと考えているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第28号令和4年度本別町一般会計補正予算（第3回）についてを採

決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号令和4年度本別町一般会計補正予算(第3回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第29号

○議長(高橋利勝) 日程第8 議案第29号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長(三品正哉) 議案第29号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和4年第1回定例会におきまして議決をいただきました職員の期末手当の率を改定する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本年4月6日に国会で可決されました人事院の給与に関する勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改正に鑑みまして、令和3年12月期に支給されました手当を令和4年6月期の手当で調整をする必要が生じたため、職員組合の合意を得ましたので、提案をするものであります。

改正の内容につきましては、令和3年12月期に支給されました期末手当を基準額といたしまして、人事院で勧告されました0.15月分の調整額を算定し、令和4年6月期の期末手当から調整額を減じた額を支給する改正となっております。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2項令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例第15条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び職員の給与に関する条例(昭和26年条例第4号。以下この項において「給与条例」という。)第15条第4項及び第5項若しくは第17条第1項から第3項まで、又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第5号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基

準額」という。)から令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受けるものをいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

第1号再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員127.5分の15、第2号再任用職員72.5分の10。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第29号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第29号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第30号

○議長(高橋利勝) 日程第9 議案第30号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長(三品正哉) 議案第30号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部

を改正する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和4年第1回定例会において議決をいただきました、常勤特別職の期末手当の率を改定する常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一般職の職員の期末手当の減額調整の改定に鑑み、常勤特別職の令和3年12月期に支給されました手当を令和4年6月期の手当で調整をするため、提案をするものであります。

改正の内容につきましては、令和3年12月期に支給されました期末手当を基準額といたしまして、0.15か月分の調整額を算定し令和4年6月期の期末手当から調整額を減じた額を支給する改正となっております。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2項令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の常勤特別職の給与及び旅費に関する条例第6条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から令和3年12月に支給された期末手当の額に207.5分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第30号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正につきましての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第30号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条

例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発議第2号

○議長(高橋利勝) 日程第10 発議第2号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿保静夫議員、御登壇ください。

○10番(阿保静夫)[登壇] 発議第2号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを提案したいと思います。

提案理由については、今回の取扱いについては、令和4年4月に国で給与法案の改正が行なわれたことに伴い、見送りしていた令和3年度の期末手当引下げに相当する額について、令和4年6月の期末手当から減額調整を行なうための議員発議として提出をするものです。

なお、今回の改正による影響額については、議員11人分で33万6,600円の減ということになります。総額では415万1,400円、これが改正後の総額ですがそういう金額になります。

それでは、改正条文を読み上げて提案説明に代えさせていただきます。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)。

2、令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から令和3年12月に支給された期末手当の額に207.5分の15を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。
ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。

これから、発議第2号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第31号

○議長（高橋利勝） 日程第11 議案第31号本別町税条例等の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 議案第31号本別町税条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、税制改正により経済の成長と分配の好循環の実現に向けて企業の収益力を高め、それを従業員に還元してもらうため賃上げ税制を抜本的に強化するとともに、ウィズコロナ、ポストコロナの世界を見据え大企業とスタートアップ企業の連携、協業を促進する措置が講じられ、またカーボンニュートラルの実現に向けた観点を踏まえ、住宅ローン控除等が見直されことに加えて景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置が講じられます。

そうした中、地方税法につきましては、固定資産税の新築住宅に係る減額措置について2年延長されたことや、所得税において住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象に所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲で個人住民税から控除するなどの改正が行なわれたことに伴い条例改正を行なうものです。

改正の概要といたしましては、法律の改正にあわせた規定の整備と廃止、期間の延長

や項ずれの反映が主なものとなっております。

それでは、改正条文の朗読により説明をさせていただきます。

(「説明省略」と呼ぶ者あり)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前 11 時 01 分 休憩

午前 11 時 01 分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま篠原義彦議員から説明を省略することの動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので、成立しました。

説明を省略することの動議を採決します。

この動議のとおり説明省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号本別町税条例等の一部改正について、説明を省略することの動議は可決されました。

これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 31 号本別町税条例等の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号本別町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 32 号

○議長（高橋利勝） 日程第 12 議案第 32 号本別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第 32 号本別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正

について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正する省令、令和4年国土交通省令第14号及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準の一部を改正する件、令和4年国土交通省告示第376号が令和4年4月1日に施行されることに伴い、条例を改正する必要が生じたことによる改正でございます。

それでは、改正条文を朗読し説明させていただきます。なお、括弧書きの中の朗読は省略させていただきます。

本別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） それでは改正条文を朗読し、説明させていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例。

本別町特定公共賃貸住宅管理条例（平成7年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1）同居親族等。法第3条第4号イに規定する親族又は児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）若しくは法第3条第4号イに規定する親族に準ずる者として町長が定めるもの（入居者と現に同居し、又は同居しようとするものに限る。）をいう。

第5条第1項第3号及び第8条中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第32号本別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第32号本別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号本別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(高橋利勝) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回本別町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会宣告(午前11時10分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年4月27日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 方 川 一 郎

署名議員 黒 山 久 男

署名議員 山 西 二三夫